

国別情報整理シート(暫定版)
(コスタリカ)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)	35					35
			欧州(低汚染国)						
			米国			145	155	0	300
			カナダ						
			その他(メキシコ)			47	60		107
		合計	35	0	192	215	0	442	
		暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
	米国				145	155	0	300	
	カナダ								
	その他(メキシコ)			47	60		107		
	合計	0	0	192	215	0	407		
Eurostatなど他の情報源によると、コスタリカは、過去に生体牛をキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、リトアニア、ルーマニア、スロベニア、スイス及びスペインから輸入しているが、動物の輸入に関しては法的な手続きが存在し、スペインのデータを除き、動物の輸入登録がないことから、他の国のデータは事実ではなく、これらの国々から生体牛が輸入されたことはないとされている。また、スペインからの輸入牛については、エルサルバドルおよびグアテマラへと輸出されたことから、暴露要因とはならなかったと考えられる。									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国						
			カナダ						
			その他()						
		合計	0	0	0	0	0	0	
		暴露要因となった可能性のあるMBM	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
	米国								
	カナダ								
	その他()								
	合計	0	0	0	0	0	0		
英国及びEUROSTATの統計によれば、1980年から1998年にコスタリカ向けに輸出されたMBMはないが、EUROSTATには、1999年にオランダから4.8トン及び1995年にオーストリアから23.5トンの輸出の記録がある。飼料登録品質管理部の統計では、英国及び感染のあった他のEU加盟国から肉骨粉は輸入されていない。省令14584及び動物衛生法6243に定められた法規を根拠に、これらの製品が一度も輸入されなかったと考えられる。財務省の統計でも、英国及び感染のあった他のEU加盟国から肉骨粉が輸入されなかったことが確認できる。									
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国						
			カナダ						
			その他()						
		合計	0	0	0	0	0	0	
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
	米国								
	カナダ								
	その他()								
	合計	0	0	0	0	0	0		
牛の飼料用の牛由来油脂は輸入されていない。									
侵入リスク	輸入規制の概要	<p>【生体牛】 2001年 BSE発生国及びBSEのリスクが存在する可能性がある国からの生体牛等の輸入を禁止。</p> <p>【MBM】(動物性油脂) 2001年 BSE発生国及びBSEのリスクが存在する可能性がある国からの動物由来製品の輸入禁止。</p>							

暴露・増幅リスク	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制 (2.1.1)	2001年 反すう動物たん白質等の反すう動物への給与禁止
		飼料給与方法 (2.2.1.1)	日本の飼料給与方法とほぼ同じ。
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)	牛と豚・鶏の混合飼養あり。
		飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)	(2006年～)混合施設は42施設。ラインは分離していないが、ラインを洗浄している。
		飼料給与に関する規制の遵守状況 (2.2.3.1)	遵守状況の確認方法等について記載なし。
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況 (2.2.3.3)	遵守状況の確認方法等について記載なし。
		飼料サンプリング (2.2.4)	2004年以降、顕微鏡検査により毎年89サンプルを調査し、10～12サンプルが陽性。
		牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	記載なし。
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.3.1.1)	記載なし。
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	記載なし。
		交差汚染防止対策 (2.3.1.1)	記載なし。
		レンダリング規制 (2.3.2.2)	記載なし。
	SRMの利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	SRMの除去、分別、処理方法等に関する手順を検討中。
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 (2.3.3.2)	記載なし。
SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 (2.3.3.3)		記載なし。	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	発生なし。	
	国内防疫規制 (2.4.2)	記載なし。	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)	(2000年) 雌牛 1歳以下:153,000頭 雄牛 1歳以下:124,000頭 1~2歳:154,000頭 1~2歳以下:133,000頭 2歳以上:649,000頭 2歳以上:120,000頭 繁殖:25,000頭																							
	実施対象及び実施範囲 (3.2.1.1)	(パッシブサーベイランス) ・BSE様の臨床症状あるいは神経症状を示した牛(全月齢) ・歩行困難牛(全月齢) ・農場等で死亡した牛(全月齢) ・「管理されたリスク国」及び「不明のリスク国」から輸入された牛(BSE発生国から輸入された牛は、生存中は飼養地及び臨床症状を記録し、死亡時にはBSE検査を実施) (アクティブサーベイランス) ・BSE様の神経症状を示した牛(全月齢) ・切迫と畜牛、歩行困難牛、と畜前検査不合格牛(全て全月齢) ・と畜場及び競売場への輸送途中又はそれらの中で死亡した牛(全月齢)																							
	サーベイランスの概要・成績																								
	カテゴリ別の年間母集団(2006年) (3.2.1.1)	死亡牛 23頭 不慮の事故によると畜牛 55頭 臨床的に疑われる牛 6頭 合計 84頭 (サーベイランスの結果に近い数字が記載されている)																							
	サーベイランス計画の策定根拠 (3.2.1.1)	1. 国内の成牛群において、信頼度95%で、少なくとも100,000頭に1頭のBSE有病率を検出する 2. 検査と平行し、飼料禁止及びその他のリスク低減措置の有効性を評価する 3. BSEリスクのステータス認定申請を正当化する 4. 上位のBSEステータスを獲得する																							
	疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制 (3.2.1.1)	OIEのリファレンス研究所より情報入手し、緊急プランを発動し、BSE陽性症例についてOIEと連絡を取り、BSE発生農場を隔離し、リスク要因を特定するための疫学調査を行う。																							
	サーベイランスの成績 (3.2.2)	詳細は回答書本体、3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(2005年)</th> <th>(2006年)</th> <th>(2007年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>1頭</td> <td>0頭</td> <td>0頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>17頭</td> <td>30頭</td> <td>23頭</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>54頭</td> <td>56頭</td> <td>49頭</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>28頭</td> <td>20頭</td> <td>12頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100頭</td> <td>106頭</td> <td>84頭</td> </tr> </tbody> </table>		(2005年)	(2006年)	(2007年)	通常と畜牛	1頭	0頭	0頭	死亡牛	17頭	30頭	23頭	不慮の事故によると畜牛	54頭	56頭	49頭	臨床的に疑われる牛	28頭	20頭	12頭	合計	100頭	106頭
	(2005年)	(2006年)	(2007年)																						
通常と畜牛	1頭	0頭	0頭																						
死亡牛	17頭	30頭	23頭																						
不慮の事故によると畜牛	54頭	56頭	49頭																						
臨床的に疑われる牛	28頭	20頭	12頭																						
合計	100頭	106頭	84頭																						
検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 (3.2.3)	歯列により年齢を決定している。																							
	検査材料採取手法 (3.2.4)	記載なし。																							
	検査手法 (一次検査、確認検査)	一次検査は実施しない。全てのサンプルは、確定検査に用いる。 OIEマニュアルに従い、組織病理学的検査を実施。 BSEの検査実施機関は、コスタリカ国内で1施設。																							
BSE認知プログラム・届出義務等 (3.3)	2000年からBSE認知プログラムを開始。 2001年2月12日からBSEを法定伝染病に指定。																								

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ(1.1)	2006年に、農牧省動物衛生局により、全ての動物、動物由来製品、動物副産物及びそらの原材料に対する国家トレーサビリティ事業を創設。個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合は0%
	と畜頭数(1.2)	30ヶ月齢超の健康と畜牛の頭数は年間約33万頭。
各と畜プロセス	と畜場の概要	(2007年) 【と畜場数】 2施設 【食肉処理場数】 2施設 【食肉検査官、獣医官の数、役割・権限】 (と畜場) (食肉処理場) 食肉検査官 14人 7人 獣医官 3人 2人 (食肉検査官) と畜前検査を行い、と畜場で内蔵、頭部、枝肉、枝肉からの骨の除去、コンテナへの荷積み及び出荷をチェックし、サンプルを採取する。 (獣医官) HACCP及び国内規定の遵守を監査し、検査官の仕事を監督する。
	と畜前検査(2.3)	歩行困難牛については、食肉処理への移動を禁じ、疫学的調査のため脳のサンプルを採取して送付。
	と畜場でのBSE検査(2.4)	脳を採取してホルマリンに入れて検査施設に送付。と畜場では検査を実施しない。 なお、月齢の確認は実施しない。全ての個体は30ヶ月齢以上として取り扱う。
	スタンニング(2.5)	非貫通式ボルトピストルを使用している施設が1ヶ所、貫通式ボルトピストルを使用している施設が1ヶ所。 両施設ともに圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない。
	ピッシング(2.6)	ピッシングは実施していない。
	SRMの除去(2.7.1)	(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか。 -実施している。 (2)回収したせき髄片の処理状況 -専用の器具を使用して除去し、「BSE + SRM」と明記された容器に入れて施錠される。SRM輸送専用経路(pipeline)でレンダリングに送られる。 (3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか。 -洗浄・消毒している。 (4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載。 -除去している。専用の器具を使用して除去し、「BSE + SRM」と明記された容器に入れて施錠される。SRM輸送専用経路(pipeline)でレンダリングに送られる。 (5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか。 -洗浄している。 (6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか。 -確認している。 (7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 -なし (8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか。 -指導している。 (9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか。 -行っていない。 【頭部(扁桃を含む)、舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理】 危険部位は全てレンダリングへ送られる。 【脊柱の取り扱い】 ナイフで(機械を用いず)背割りした後、ボーンルーム(骨抜き・カット工場)でせき柱を除去する。 全個体が30ヶ月齢を超えたと考えられていることから、全て危険部位として扱われる。それゆえ専用のカートで保管、搬出し、処理のためレンダリングに送られる。 せき柱は、犬用飼料に使用する。
	SSOP、HACCPに基づく管理(2.8)(3.4)	と畜場、食肉処理場ともに、HACCP、SSOPが導入されている。 危険部位の除去及び廃棄、歩行不能牛の流入の予防、サンプリングが管理点(control point)とみなされている。
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	機械的回収肉(MRM)は製造していない。
	内臓(4.2)	【扁桃】 検査官あるいは獣医官が頭部を検査し合格すると、扁桃を専用のナイフで切り取り、「BSE SRM」と明記された専用容器に保管する。 MAG(農牧省)の監査プログラムに従い、この工程を頭部検査官が監視し、獣医官が(扁桃)一つ一つを検査する。 【回腸遠位部】 検査官あるいは獣医官が内臓を検査し合格すると、回腸遠位部を分離し、「BSE SRM」と明記された専用容器に保管する。(回腸遠位部の)除去は、牛由来副産物の処理所で、専用のナイフを使って行われる。除去は検査官が確認している。
その他	日本向け輸出は、特定の要件を満たした輸出施設のみ輸出可能 ・輸出施設では、HACCP導入の義務付け ・頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去の義務付け ・輸出施設への農牧省動物衛生局の獣医師の配置	